

税法上の優遇制度について

社会福祉法人ひかりの家は、平成29年12月1日付けで刈谷市から税額控除団体として認定を受けました。認定日以降に当法人に寄附をした場合は、下記のとおり税法上の優遇措置があります。この優遇措置を受けるためには、確定申告が必要となります。

所得税法第78条、租税特別措置法第40条、法人税法施行令第77条の5

(1) 税制優遇制度のお知らせ

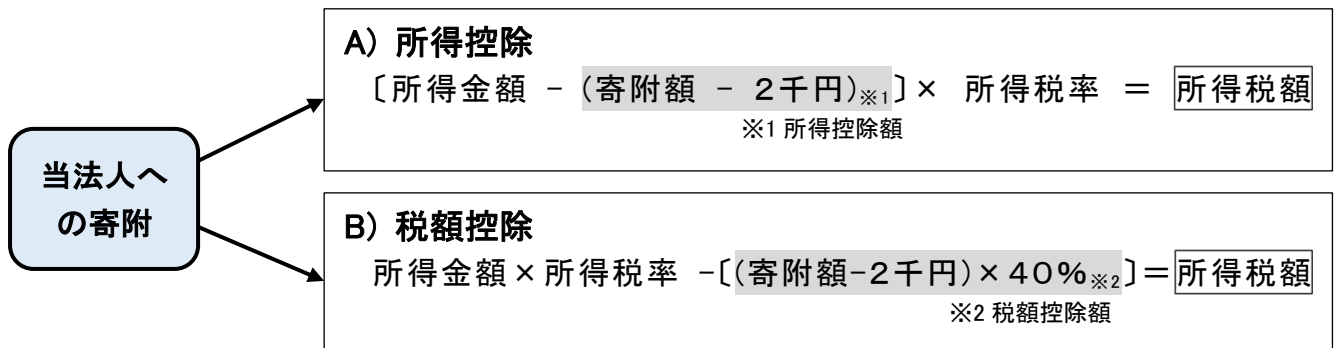
個人が当法人へ寄附(金)をした場合、税法上の優遇措置を受けることができます。確定申告の際に従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。

【所得控除】…所得金額より控除額を差し引いた後に税率をかけるため、税率の高い高額所得者の場合、減税効果が大きくなる場合があります。確定申告に際して、当法人の発行する「寄附金領収書」の提出が必要です。

【税額控除】…税額を算出した後に、控除額を直接差し引くため、小口の寄附にも減税効果が大きくなります。確定申告に際して、当法人の発行する「寄附金領収書」および「税額控除に係る証明書の写し」の提出が必要です。

(2) 所得控除と税額控除の算式

所得控除と税額控除は、それぞれ以下の算式によって算出されます。



(3) 例示による所得控除と税額控除の違い(概算)

◆所得税率10%の人が当法人に10万2千円を寄附した場合◆

▶A) 所得控除: 所得控除額_{※1} = 10万2千円 - 2千円 = 10万

10万 × 所得税率10% = 1万円、よって所得税からの控除 1万円

▶B) 税額控除: 税額控除額_{※2} = (10万2千円 - 2千円) × 40% = 4万円、よって所得税からの控除 4万円

注1 : 所得金額の40%が控除の対象となる寄附金の上限金額となります。

注2 : 控除額については、所得税額の25%が上限となります。

▶C) 結論: A)とB)は3万円の違い

実際には、個人ごとに扶養の有無・医療費控除などで課税される所得金額が変わります。詳しくは、最寄の税務署でご確認ください。

※裏面もご覧ください

【確定申告に必要な書類】

①寄附金領収書【例】 表面

領 収 書		NO. _____
贈		
金額	種別	
但し、当法人が行なう社会福祉活動の寄附金 (所得税法第78条第2項第3号の 法人税法第4条第1項第2号)		
平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	上記右額を領収致しました。	
社会福祉法人ひかりの家 理事長 横山 宜幸 〒448-0043 刈谷市小山町5-1-3 電話(0566)23-1051		

裏面

- (備 考)
- 〔所得控除〕 寄附をした個人は確定申告によって次の限度内で所得税以上の寄附金控除が受けられます。
〔特定寄附金〕と「協賛寄附金等の合計額」-2,000円+「寄附金の総額
40%相当額」とのいずれも少ない方の金額
仮に、その半分が若くは200万円の人で50万円を社会福祉法人に寄附した人は49万8千円の寄附金控除が受けられます。
〔他額控除〕 社会福祉法人等への寄附金の合計額-2万円(40%)をその年の所得税額から控除することができます。対象となる本則金額は、総所得金額の1%以内であり、別荘控除額は、所得税額の25%相当額が限度となります。
 - 寄附をした法人は、確定申告によって、税引式控除上損金算入ができます。
(1) 一般寄附金の損金算入 戻金については、金額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1と、資本を有しない法人については所得の金額の100分の1.25相当額とする。
(2) 特定公益増進法人に対する寄附 特別指命損入限度額について、資本金等の額の1,000分の3.75相当額と所得の金額の100分の6.25相当額との合計額の2分の1と、資本を有しない法人等については所得の金額の100分の6.25相当額とする。
 - 上記の措置を受けるための確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、該当期間大切に保管下さい。

③税額控除に係る証明書の写し【例】

(様式5)

刈福総第1188号
平成29年12月1日

社会福祉法人ひかりの家
理事長 横山 宜幸 様

刈谷市長 中 良 則

税額控除に係る証明書
貴法人が、租税特別措置法施行令(第二十六)の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)
平成29年12月1日から平成34年11月30日まで